

○ 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

新条文	旧条文
(支給認定の申請等) 第二条 法第六条第一項の規定による支給認定の申請及び法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請は、<u>知事が別に定める特定医療費支給認定（変更認定）申請書により、申請者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事にしなければならない。</u> 2 省令第十三条第一項の規定による変更の届出は、<u>知事が別に定める特定医療費支給認定申請事項変更届出書により、届出者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</u> (指定医の指定の申請等) 第三条 省令第十五条第一項の規定による指定の申請は、<u>知事が別に定める指定医指定申請書によらなければならない。</u> 2 略 3 省令第十九条の規定による変更の届出は、<u>知事が別に定める指定医申請事項変更届出書によらなければならない。</u> (医療受給者証の再交付の申請) 第四条 省令第二十六条の規定による再交付の申請は、<u>知事が別に定める医療受給者証再交付申請書により、申請者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事にしなければならない。</u> (指定医療機関指定申請書等)	(支給認定の申請等) 第二条 法第六条第一項の規定による支給認定の申請及び法第十条第一項の規定による支給認定の変更の申請は、<u>特定医療費支給認定（変更認定）申請書（第一号様式）により、申請者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事にしなければならない。</u> 2 省令第十三条第一項の規定による変更の届出は、<u>特定医療費支給認定申請事項変更届出書（第二号様式）により、届出者の居住地を管轄する保健所長にしなければならない。</u> (指定医の指定の申請等) 第三条 省令第十五条第一項の規定による指定の申請は、<u>指定医指定申請書（第三号様式）によらなければならない。</u> 2 略 3 省令第十九条の規定による変更の届出は、<u>指定医申請事項変更届出書（第四号様式）によらなければならない。</u> (医療受給者証の再交付の申請) 第四条 省令第二十六条の規定による再交付の申請は、<u>医療受給者証再交付申請書（第五号様式）により、申請者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事にしなければならない。</u> (指定医療機関指定申請書等)

第五条 法第十四条第一項の規定による指定の申請は、知事が別に定める指定医療機関指定申請書によらなければならない。

2 略

3 法第十九条の規定による変更の届出は、知事が別に定める指定医療機関申請事項変更届出書によらなければならない。

4 省令第四十四条の規定による指定の辞退の申出は、知事が別に定める指定医療機関指定辞退申出書によらなければならない。

(削る)

第五条 法第十四条第一項の規定による指定の申請は、指定医療機関指定申請書(第六号様式)によらなければならない。

2 略

3 法第十九条の規定による変更の届出は、指定医療機関申請事項変更届出書(第七号様式)によらなければならない。

4 省令第四十四条の規定による指定の辞退の申出は、指定医療機関指定辞退申出書(第八号様式)によらなければならない。

第一号様式～第八号様式 略